

精神保健相談員募集要項

項目	内 容
職名	精神保健相談員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課 (新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎内) (東京都の出先庁舎等への出張がある。)
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督者及び職員に対する精神保健に関する相談、心理教育及び復職支援 ・その他、精神保健に関する情報提供や相談など必要な業務 ・災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健に関する職務経験を有すること ・公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント等に相当する資格があることが望ましい。 ・精神保健に関する知識に基づき、適切な指導助言を行えること ・窓口や電話の問合せにおいて、丁寧かつ誠実な対応ができること ・パソコンの基本的な操作能力を有し、支障なく業務を遂行できること ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 16 日
勤務時間	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで（常勤職員の例に準じて変更可） 休憩時間を除き 1 日当たり 7 時間 45 分とする。 所定勤務時間を超える勤務：有（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時まで
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 240,100 円（令和 8 年 1 月 1 日時点 ※改定される可能性あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月）</p> <p>※ 原則として毎月 15 日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>

社会保険	地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入（一定の要件を満たす場合）
募集人員	1名
応募方法	<p>次の3点を令和8年2月2日（月曜日）17時までに下記の担当宛てに提出してください。（郵送の場合は必着。開庁日のみ持参可。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計年度任用職員申込書 2 職務経歴書（A4判1枚、様式任意） 3 志望理由書（A4判1枚、様式任意） <p>※申込書は添付ファイルからダウンロードしてください。 ※精神保健に関する講師経験がある場合は職務経歴書に記載してください。（テーマ、受講者属性、人数、実施回数等） ※応募書類は採用に関する業務のみに使用し他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。</p>
選考方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一次選考 書類選考 2 第二次選考 面接 <p>※第一次選考終了後、第二次選考対象者にのみ、令和8年2月4日（水曜日）中に面接日時を電話で連絡します。申し込みの際、日中に連絡が取れる電話番号を記載しておいてください。 ※面接は令和8年2月13日（金曜日）～2月17日（火曜日）を予定しています。</p> <p>第一次及び第二次選考の結果は申込者本人に通知します。</p>
申込み・問合せ先	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8-1都庁第一本庁舎16階健康管理室 東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課精神保健担当 担当：松尾 電話：03-5320-7695（直通） ※問い合わせは平日の9時から17時までの間にお願いします。</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。